

令和 4 年 12 月 総会議事録

日 時 令和 4 年 12 月 23 日 (金)
午前 9 時 30 分
場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和4年12月23日（金）
午前9時30分開会 午前10時40分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 東85会議室
- 3 議事及び報告
 - (1) 議案
 - 議案第63号 豊橋市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考基準の一部改正について
 - 議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第65号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第67号 農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて
 - 議案第68号 農用地利用集積計画について
 - 議案第69号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更について
 - 議案第70号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
 - 議案第71号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第72号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
 - (2) 報告
 - 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について（相続を除く）
 - 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について（事務局長専決）
 - 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について（事務局長専決）
 - 報告第4号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
 - 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報告第6号 現況証明について
 - 報告第7号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
 - 報告第8号 農地基本台帳の登載について
 - 報告第9号 豊橋市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員地区担当体制推進要領の改正について

4 その他

(1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 池田 和浩	3 番 太田由美子	7 番 小林 澄夫
8 番 小林 尚美	9 番 近藤 好幸	1 2 番 高畑 隆一
1 4 番 中野 安男	1 5 番 彦坂 幸	1 6 番 日向 勉
1 7 番 廣田 良二	1 8 番 藤城ひろみ	1 9 番 星野 鉄典
2 1 番 松井 耕治	2 4 番 村松 史子	

6 欠席委員 2 番 石橋 正通

7 職務のため出席した者

農業委員会事務局 4 名 農業企画課 2 名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 12 月総会を開会いたします。
近藤会長、よろしくお願いいたします。

議長 <あいさつ>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第 4 条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から出席委員を別添「出席者名簿」のとおりとし、進行していきますので、よろしくお願いいたします。

議席番号 2 番、石橋正通委員から欠席の届出がありましたので、よろしくお願いいたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議 長 異議なしと認め、議席番号 17 番廣田良二委員、同 18 番藤城ひろみ委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、議事に入る前に農地法等に基づく許可案件について、7 日の書類説明会、農業委員による現地調査、16 日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

農地法第 3 条関係は、書類説明会では 3 条番号 14 番の区分地上権設定の案件について、現在この土地を借りている耕作者と土地所有者との間の解約の合意が取れなかったため 12 月 19 日に取下げ願いが提出されました。その他については変更、取下げ等はありません。

番号 1 番、2 番の案件について、東浦町に照会していた経営農地の利用状況は問題なしとして 12 月 22 日に、市長部局へ求めた農地の農業上の利用についての意見は意見なしとして 12 月 15 日に、それぞれ回答が得られました。

番号 5 番の案件について、審査会の概要をお伝えします。農業委員会としては経営規模を広げることによって十分な営農が行き届かず、周辺農地への影響が発生することを懸念している、そうしたことなく適切に営農が行えるかを確認したい旨を伝えたくて審査を開始しました。イタリアンライグラスの栽培にかかる各農作業については、B 型就労支援事業所に委託して行っていくとのことです。作業に対し投入する人数は B 型就労支援事業所が決めますが、一つの作業について一か所あたり 5 から 6 人を投じて 1 から 2 日程度でできるとのことです。最大で同時に 60 人は稼働できるそうです。草刈り機等は B 型就労支援事業所も保有しており、これまでも申請人以外からこうした作業の依頼を受けてきているとのことです。収穫は 40 から 50cm ほどの花が咲くよりも前に行っていくことを聞き取りました。

周辺への影響について、種が風で飛散したり、雨で流出する懸念については、播種後ローラー転圧を十分に行っているため問題ないと考えているとのことです。病害虫の発生なども含め周辺農地で問題が起きたときの対応としては、人数を多く投入し都度対応を行っていく、また、事前の措置として隣地と距離を取って播種をし、花が咲く前に収穫を行うこと、年に 3 回草刈りを行うことで対策していくとのことでした。

周辺で使用されている消毒の影響を受けることについては、隣地と距離を取って播種するため問題ない、また柿の葉を好んで食べていたが特に影響はなかったとのことでした。

審査会の中で最終的には市内 300 か所で営農型太陽光を行うことを目標としている旨の発言もありました。計画を実行するにあたってはヤギの飼育が難しいと考え、取締役の 1 人が 4 年ほど全国各地の牧場でヤギについて勉強してきたとのこと、将来的には取り扱う種類を増やし、掛け合わせたものを育てていきたいと考えているとのことでした。

農業委員会の意見として、周辺農地に問題が発生した場合は問題が解決し、十分な対策が講じられるまで規模拡大は自重してほしいこと、状況によっては期間満了後の再許可が認められないことや、許可が取り消しとなり、事業が継続できなくなることもあること、今後規模拡大を検討する際にはできるだけ遊休化している農地や、農地のまとまりから外れた農地を選定してほしいことを伝え、了解を得られました。

本日は議案のほかに資料 1-2 として番号 1 番、2 番と番号 5 番の案件について、審査会での聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せてご精読ください。以上です。よろしくお願いいたします。

事務局 はい、議長。転用許可申請について、7 日の説明会以降、これまでの対応状況につき説明いたします。

3 条許可申請で取り下げのあった同事業の案件で、書類説明会では 5 条 31 番で申請のあった賀茂町での営農型太陽光の案件について、申請地の賃借人と解約につき調整がとれなかったため、12 月 19 日付けで取下げ願いの提出がありました。議案からは削除しています。それ以外の案件については、変更等はありません。以上です。よろしくお願いいたします。

議長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは、精読時間を 5 分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間 5 分)

議長 それでは、5 分経過しましたので、精読時間を終わります。これより議事に入ります。

資料 1-1 議案第 63 号「豊橋市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考基準の一部改正について」を議題といたします

す。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。資料1-1議案第63号をご覧ください。

この議案は「豊橋市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考基準」の現行の選考基準を一部改正するものです。

主な改正内容としては、現行の、書類と面接による2段階の審査は変わりませんが、面接審査について、従来の地区の定員を超えた場合のみでなく、現在農業委員・推進委員の方や認定農業者の方以外で、推薦・応募された方も対象とすることです。

面接の機会を拡大することで、今後の地域計画の推進など、地域で活躍いただくこととなる農地利用最適化推進委員に求められる人材の確保に有益だと考えております。

また、農業委員の選考基準についても、市の方で同様の方向で改正される予定となっております。

各審査項目につきましては、書類審査は別表1により、面接審査は別表2になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

村松史子 地域の推薦を受けた人物が選ばれていくべきだと思います。

委員 あと、今回の議案とは直接関係はありませんが、農業委員の方で農業に従事していない中立委員は、必要なのですか。

事務局 中立委員は利害関係がないので、公平・公正な判断を行うために法令により1名以上必要と定められています。

村松史子 委員 中立委員は農業のことが全く分からないので、事務局でしっかり対応をお願いします。

事務局 研修などにより、内容を理解してもらえるよう、丁寧なフォローをしていきたいと思っております。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして、資料 1 議案第 64 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号 1 番から 15 番の 15 件を審議します。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第 64 号、1 ページをご覧ください。
番号 1 番から 15 番までにつきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第 3 条第 2 項各号の許可できない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。詳細につきましては議案をご覧ください。
ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。
続きまして、議案第 65 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号 1 番から 3 番までの 3 件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第 65 号、4 ページをお願いします。
番号 1 番から 3 番の 3 件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準、一般基準とも許可基準を満たし、申請

地も問題ありません。補足説明は次のとおりです。信用性については、番号2番、3番は完全始末書が添付され是正を行う案件です。周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号1番、2番です。番号3番は隣接地が申請地所有者と同一である案件です。一時転用については、該当ありません。

詳細につきましては、議案をご覧ください。以上です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

続きまして、議案第66号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から32番までの32件を一括上程いたします。

なお、番号6番は、私が渡し人のため「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の議事参与の制限に該当いたします。

関係案件の際は、一時退席するとともに「農業委員会等に関する法律」第5条第5項の規定に基づき、議長を池田職務代理者に努めていただきますので、よろしくお願いいたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

〈近藤好幸委員 退席〉

〈議長を池田職務代理者へ交代〉

事 務 局

はい、議長。説明させていただきます。議案第66号、5ページをお願いします。

番号1番から32番までの32件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準、一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。補足説明は次のとおりです。信用性については、番号4番、7番は完全始末書が添付され

是正を行う案件です。周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号1番、2番、4番から8番、12番、13番、16番、18番から27番、29番、30番です。隣接地が申請地の所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号3番、9番から11番、14番、15番、17番、28番です。31番、32番は隣地の承諾がとれなかった旨の顛末書の添付があります。転用部分である太陽光発電設備による周辺農地への影響の対策として、農地と接する部分については、堰堤を設け雨水が流れ込まないように対応、パネルについても境界から1.3m以上離して設置するため営農型太陽光発電設備の制度で求める夏至の日影図では影が隣接農地に係らない配置を計画しており、設備による周辺の営農条件への支障はないことが見込まれています。一時転用については、番号24番から32番が該当し、番号24番が工事用進入路の建設の案件で22ヶ月間、25番から32番が営農型太陽光の案件で28番から31番が荒廃農地により10年間、25番から27番、32番が3年間の計画です。全て農地復元誓約書の添付があります。詳細については、議案をご覧ください。以上です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 議長を近藤会長と交代し、私が議長を務めさせていただきます。

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

まず、番号6番を審議いたします。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

近藤会長は復席してください。

議長を近藤会長と交代します。

〈近藤会長 復席〉

〈議長を池田職務代理者と交代〉

議長 ここからは、私が議長を務めさせていただきます。
続きまして、番号6番を除く31件を一括審議いたします。
それでは、質疑に入ります。
質疑、意見のある方は発言願います。

委員長 「進行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑
を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」と
して、豊橋市長に進達することとし、番号13番については、農
地法第5条第3項の規定により、愛知県農業会議の意見を付した
うえ、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」
議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに
決しました。

続きまして、議案第67号「農地転用許可後の事業計画変更承
認願いについて」を議題といたします。番号1番、2番の2件を
上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第67号、11ペー
ジをお願いします。

番号1番については、平成18年11月1日より資源化センター3号
炉施設整備工事のための、資材置場、駐車場等を設置していま
すが、豊橋市が資源化センターの整備事業を実施することとな
り、本件申請地を隣地と併せて利用するため、権利を豊橋市に
承継するものです。番号2番については、太陽光発電設備を設置
するため令和3年9月21日付けで許可を得ておりますが、許可取
得後、物価の高騰のため貸人と転用者の契約条件の変更の交渉
を行いましたが、折り合いがつかず事業の継続が困難となった
ため、事業を継承し対応するものです。番号1番、2番について
計画に変更はなく周辺農地の営農への支障はないことが見込ま
れます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

小林尚美
委員
番号1番の案件について、市の資源化センターから六価クロムが検出されたといった趣旨の報道発表をみた。今回の事業は施設の建て替えであるが、一時転用期間等への影響はないか。

事務局
市の所管課へ確認したところ、現状の施設内の一部で検出されたとのことでした。現在のところ、事業計画に影響はない旨確認しました。

委員
議長
「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員
議長
「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

議長
続きまして、別添資料1-3議案第68号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

所有権移転の番号1番から5番の5件、利用権設定の番号1番から337番の337件の、合計342件を一括上程いたします。

なお、192番は小林尚美委員が申請者のため「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の議事参与の制限に該当いたします。

関係案件のみ一時退席をお願いします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課
はい、議長。議案第68号農用地利用集積計画について、説明させていただきます。

農地流動化の申出があったもののうち、11月28日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法第18条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。今回の案件につきましては、342件612筆647,383.69㎡でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により利用権設定の番号 192 番と所有権移転を併せたそれ以外の案件とに分けて審議していきたいと思います。

まず、利用権設定の番号 192 番の 1 件を審議いたします。

小林尚美委員は退席してください。

〈小林尚美委員 退席〉

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員長 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

小林尚美委員は復席してください。

〈小林尚美委員 復席〉

続きまして、利用権設定の番号 192 番を除く、341 件を一括審議いたします。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員長 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第 69 号「農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画変更について」を議題といたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。議案第 69 号について説明させていただきます。

す。

豊橋農業振興地域整備計画のうち、今回の農用地利用計画変更については、除外及び地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画 5 件、面積 5,001.72 m²、編入 2 件、4,290 m²です。

今回の案件につきましては、11 月 9 日の書類説明会において農業委員の皆様方にご説明し、問題がないことを確認させていただきましたので、本日の農業委員会総会の議案に上程させていただきます。除外案件の目的としましては、1 番、2 番が資材置場、駐車場、3 番が農家住宅、4 番が自己用住宅、5 番が安定法面のための盛土の計 5 件となります。編入案件の目的としましては、集团的農地への編入が 2 件となります。除外、編入を合わせ 7 件であり、内容を検討した結果、全て申し出の農用地以外に事業計画に適する土地がなく、今回の申し出に及んだものです。以上、農業振興地域の整備に関する法律施行規則 第 3 条の 2（農業振興地域整備計画の策定または変更）第 1 項 及び 第 4 条の 5（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設）第 1 項第 27 号イに基づき、ご審議をお願いするものです。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案についての農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

続きまして、議案第 70 号「相続税納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。

番号 1 番の 1 件を上程いたします。

なお、当該案件は藤城委員の関係者が申請人のため「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の議事参与の制限に該当いた

します。

藤城委員は退席してください。

〈藤城委員 退席〉

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第 70 号 13 ページをご覧ください。

議案第 70 号は新規に納税猶予を受けるための適格者であることの証明です。それぞれの特例適用農地における作目等については、備考欄に記載のとおりでした。この 1 件の相続税納税猶予に関する適格者証明については、議案に記載の推進委員の方に、現地調査および相続人からの聞き取り調査をしていただいた結果、相続人は相続後、農業経営を行おうとする適格者であることを確認していただきました。以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、適格者証明書を発行することを承認することに決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

藤城委員は復席してください。

〈藤城委員 復席〉

続きまして、議案第 71 号「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。

番号 1 番から 5 番までの 5 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第 71 号 14 ページをご覧ください。

議案第 71 号は継続して納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。この 5 件の 3 年更

新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員長 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。
本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。
よって本案はさよう決しました。
続きまして議案 72 号「相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。
番号 1 番から 5 番までの 5 件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第 72 号 15 ページをご覧ください。
議案第 72 号は相続税の申告期限から 20 年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。この 5 件については、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認しました。以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員長 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。
本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって本案は、さよう決しました。

議 長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。次に報告事項について、事務局に報告を求めます。

事 務 局 はい、議長。報告させていただきます。資料 1、16 ページをお願いします。

報告第 1 号の番号 1 番については、届出者は届出の農地の権利を 12 分の 1 持っていましたが、残りの権利を時効取得により取得した案件です。報告書に記載の日付で受理しました。次に 17 ページをお願いします。

報告第 2 号の番号 1 番から 7 番の 7 件、及び 18 ページからの報告第 3 号の番号 1 番から 23 ページ 39 番までの 39 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。次に 24 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番から 3 番までの 3 件については、農地所有適格法人からの報告です。この報告は毎事業年度終了後 3 か月以内に農業委員会に提出するものです。いずれも要件を満たしていることを確認し処理しました。次に 25 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番から 27 ページ 16 番までの 16 件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。次に 28 ページをお願いします。

報告第 6 号の番号 1 番 2 番の 2 件については、20 年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、15 日付けで 証明を行いました。なお、固定資産税の課税状況ですが、2 件とも宅地課税でした。次に 29 ページをお願いします。

報告第 7 号の番号 1 番の 1 件については、名古屋法務局 豊橋支局 登記官からの照会です。番号 1 番は昭和 56 年に宅地敷地として転用許可を取得した土地です。現地調査の結果、現在も同様の利用がされていますので非農地と判断しました。番号 2 番、3 番は、色地の農地です。現地調査すると緑判定程度に荒れてはおりますが、農地として判断しました。どちらも 12 月 8 日付、事務局長名で回答しています。次に 30 ページをお願いします。

報告第 8 号の番号 1 番については、農地基本台帳に登載されて

いない土地について、農地である旨の申告がありました。記載の委員に確認していただき、現況が農地であることを確認しましたので、12月22日付けで農地基本台帳に登載しました。

報告第9号については、資料1-4をお願いします。

推進委員の担当町は、同要領第2条第2項で地区の委員及び推進委員の協議により決定するとされています。11月28日辞任された藤井推進委員の担当町を日向委員が引き継ぐこととし、また併せて、従来幾田推進委員の担当町となっていた西山町を、実情に合わせ、木下推進委員の担当町へとそれぞれ改正しました。

議長 以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及び報告を終了いたします。

ただ今から総会を一時中断いたしまして豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。（午前10時34分中断）

＜農地銀行運営委員会議＞

総会を再開いたします。（午前10時36分再開）

議長 その他について、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

（午前10時40分終了）

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和4年12月23日

議 長
(会長 近藤 好幸)

(会長職務代理者 池田 和浩)

議事録署名者
(17番 廣田 良二 委員)

議事録署名者
(18番 藤城 ひろみ 委員)